

排水水の生活環境項目についての基準

(排水基準を定める省令 別表第二より抜粋)

項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/リットル(日間平均120mg/リットル)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/リットル(日間平均120mg/リットル)
浮遊物質(SS)	200mg/リットル(日間平均150mg/リットル)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/リットル
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/リットル
フェノール類含有量	5mg/リットル
銅含有量	3mg/リットル
亜鉛含有量	5mg/リットル
溶解性鉄含有量	10mg/リットル
溶解性マンガン含有量	10mg/リットル
クロム含有量	2mg/リットル
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120mg/リットル(日間平均60mg/リットル)
燐含有量	16mg/リットル(日間平均8mg/リットル)
備考1:	「日間平均」による許容限度は、一日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものであ
備考2:	この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水水の量が五〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
備考3:	水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
備考4:	水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
備考5:	生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
備考6:	窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
備考7:	燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。